

青森県後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第十一号)

改正 平成十九年三月二十八日規則第二六号

改正 平成二十一年三月二十四日規則第三号

改正 平成二十四年三月一九日規則第二号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下「条例」という。)第八条の規定に基づき、管理職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定する職及び支給額)

第二条 条例第八条第一項及び第二項に規定する規則で指定する職及び支給額は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年規則第二十六号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年規則第三号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年規則第二号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

職	支給額
事務局長	四万八千二百円
総務課長	三万四千九百円